

「学校心理士がSNS（Social Networking Service）を利用した情報発信をする際の留意点」

一般社団法人学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会 倫理委員会

近年の情報社会の中で、学校心理士にとっても ICT の知識や機器を利用した活動が、私的な部分だけでなく業務上も求められることが多くなっている。とりわけ SNS を利用した情報発信の機会は、公私ともに著しく増加しているといえる。

それに呼応して、これらの活用における様々な社会的トラブルの発生も大きな問題となっている。学校心理士がこれらを活用するに当たっては、その重要な職責とそれを担保する資格の名誉と尊厳を十分に考慮した上での行動が求められる。以下はその際の留意点についてまとめたものである。

【1】 情報発信で注意すべき点は、SNS 利用の有無にかかわらず同様である。

発表発信する内容は、正確なものであるべきであり、不正確なものであってはならない。また、誹謗中傷や他者を不快にする発言等を含まないように、様々な角度からその表現にも十分に注意する。そのためには、特に発表発信の前に第三者のチェックを受ける等、十分に推敲することが重要である。

【2】 なぜ SNS の利用に当たって、特に注意喚起がなされるのか。

SNS での情報の取扱いに特に注意が要求されるのは、デジタル化された情報には残存性、複製性、伝播性という以下の 3 つの特徴があるためである。

- ① 残存性 …………… 一度載せたら 2 度と消えることはない。

② 複製性 …………… 短時間で大量に劣化させることなく複製できる。

③ 伝播性 …………… 短時間で広範囲に拡散させることができる。

以上の特性を有するが故に，SNS での情報発信等の取扱には，十分過ぎるほどの注意が必要とされるのである。

【3】 SNS の利用に当たっては，基本的な情報モラルをしっかりとわきまえる。

① 個人情報

個人情報の保護は学校心理士の活動とも大きく関係するものである。学校心理士はその活動において，個人情報（特定の個人を識別できる情報）やプライバシー（他者に知られたくない情報）に接する機会が多いと思われる。これは当然守秘義務の問題ともかかわってくるもので，それらをむやみに発信してしまうことのないよう細心の注意を払う必要がある。

② 知的財産権

特許権をはじめ，意匠権，商標権，実用新案権等についても，その侵害にあたらないように十分な注意を要する。

③ 著作権

知的財産権の中でも，著作権は学校心理士の活動とも深く関係するものである。自分の取り組みや考えを発信発表する場合もあると思われるが，その際には著作権法の主旨に則った引用等他者の著作物に対する敬意を払った対応が要求されることを忘れてはならない。